

全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約 新旧対照表

<改定の主な趣旨>

- ・協議会の当面の目標とする人材養成の全国展開が概ね達成され、次の展開を目指す。
- ・このため、ヘリテージマネージャーの人材育成を担ってきた建築士会・連合会が地域ネットワークと同じ立場で協議会会員となり、共に協議会の組織体制を強化し、ヘリテージマネージャー活動の一層の発展を目指す。
- ・協議会の運営は、これまでどおり運営委員会によるフラットな運営とするが、対外的な働きかけなどが必要な場合に「代表」を指名することとし、「代表」は対外的任務のほか、アドバイザー会議を主宰し中長期的な提言を行うなど、協議会の強化を目指す。

旧	新
<p>(名称) 第1条 本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会(以下、本協議会という。)と称する。</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会(以下、本協議会という。)と称する。</p> <p style="text-align: right;"><i>※変更なし</i></p>
<p>(目的) 第2条 本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家(「ヘリテージマネージャー」)で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャーに関する情報交流、普及等を行うことにより、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。 当面は、人材養成の全国展開と活動ネットワーク構築支援を目標とする。</p>	<p>(目的) 第2条 本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家(「ヘリテージマネージャー」)で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャーに関する情報交流、普及等を行うことにより、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: right;"><i>※アンダーライン削除</i></p>

<p>(事業) 第3条 本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) ヘリテージマネージャーに関する情報交流</p> <p>(2) <u>ヘリテージマネージャーの立上げに関する支援</u></p> <p>(3) <u>ヘリテージマネージャー全国大会(開催地)の決定</u></p> <p>(4) ヘリテージマネージャーに関する広報、調査研究</p> <p>(5) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援</p> <p>(6) 歴史的建造物の保全・活用等に関する政策提言</p> <p>(7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと</p>	<p>(事業) 第3条 本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) ヘリテージマネージャーに関する調査研究・広報 ※旧の(4)</p> <p>(2) <u>地域ネットワークに関する情報収集と提供</u> ※新</p> <p>(3) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援 ※旧の(5)</p> <p>(4) 歴史的建造物の保全・活用に関する政策提言 ※旧の(6)</p> <p>(5) メーリングリストによる情報交流 ※旧の(1)</p> <p>(6) <u>ヘリテージマネージャー全国大会の開催</u> ※旧の(3)</p> <p>(7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと</p>
<p>(会員) 第4条 本協議会の会員は、ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、本協議会の趣旨に賛同する者とする。</p>	<p>(会員) 第4条 本協議会の会員は、<u>ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、建築士会(連合会・各单位士会)</u>、及び趣旨に賛同する団体・個人とする。</p>
<p>(運営委員会) 第5条 本協議会を運営するため、運営委員会を設置し、以下の運営委員を置く。 委員長 1名、<u>副委員長 2名</u>、運営委員 若干名</p>	<p>(運営委員会) 第5条 1 本協議会を運営するため、運営委員会を設置し、以下の運営委員を置く。 委員長 1名、<u>副委員長 3名</u>、運営委員 若干名</p> <p>2 運営委員は会員の互選により選任する。</p> <p>3 委員長、副委員長は、運営委員の互選により運営委員の中から選出する。</p> <p>4 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。</p> <p style="text-align: right; color: blue;">※旧第6、7条を第5条に組み入れる。</p>
<p>(運営委員) 第6条 1 運営委員は会員の互選により選任する。 2 委員長、副委員長は、運営委員の互選により運営委員の中から選出する。</p>	
<p>(運営委員の任期) 第7条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。</p>	

<p>(運営委員の任務) 第 8 条</p> <p>1 委員長は、<u>本協議会の事務を総理し、運営委員会を統括する。</u></p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本協議会の業務を執行する。</p>	<p>(運営委員の任務) 第 6 条</p> <p>1 委員長は、運営委員会を統括する。 ※アンダーライン削除</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本協議会の業務を執行する。</p>
	<p>(代表) 第 7 条</p> <p><u>運営委員会は、本協議会の代表を指名することができる。</u></p> <p style="text-align: right; color: blue;">※新規</p>
	<p>(アドバイザー会議) 第 8 条</p> <p><u>1 運営委員会は、アドバイザー会議を設置することができる。</u></p> <p><u>2 アドバイザー会議は、代表、運営委員長、運営副委員長、行政、学識経験者等により構成し、本協議会の中長期的な方向性を検討する。</u></p> <p><u>3 アドバイザー会議は、代表が招集する。</u></p> <p style="text-align: right; color: blue;">※新規</p>
<p>(部会) 第 9 条</p> <p>本協議会に必要なに応じて部会を設置することができる。</p>	<p>(会議) 第 9 条</p> <p><u>本協議会における会議は以下の会議とする。</u></p> <p><u>(1) 総会 本協議会の活動方針を会員に確認するため、年 1 回の定例会として開催する。</u> ※新規</p> <p>(2) 部会 本協議会に必要なに応じて部会を設置することができる。</p>
<p>(事務局) 第 10 条</p> <p>事務局は、<u>当分の間、公益社団法人日本建築士会連合会に置くものとする。</u></p>	<p>(事務局) 第 10 条</p> <p>事務局は、公益社団法人日本建築士会連合会に置く。 ※アンダーライン削除</p>
<p>(経費の支弁) 第 11 条</p> <p>1 本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。</p> <p>2 事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。</p>	<p>(経費の支弁) 第 11 条</p> <p>1 本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。</p> <p>2 事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。</p>

<p>(会計年度) 第 12 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p>	<p>(会計年度) 第 12 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p>
<p>(IT の活用) 第 13 条 本協議会の運営に当たっては、各種通知、連絡などについては、できる限り電子メール を通じて行うこととする。</p>	<p>(ネット環境の活用) 第 13 条 本協議会の運営に当たっては、各種通知、連絡などについては、できる限り電子メール を通じて行うこととする。</p>
<p>(規約の改訂) 第 14 条 本規約は、運営委員会の議決を経て改訂することができる。</p>	<p>(規約の改訂) 第 14 条 本規約は、運営委員会の議決を経て改訂することができる。</p>
<p>(委任) 第 15 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て、委員長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第 15 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て、委員長が別に定める。</p>
<p>(附則) 本規約は、平成 24 年 10 月 19 日から施行する。</p>	<p>(附則) 本規約は、平成 24 年 10 月 19 日から施行する。 本規約は、令和 元年 9 月 20 日から施行する。 ※アンダーライン追記</p>